様式第7号（第20条関係）

出納員（分任出納員）証票

（表面）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 丸亀市出納員身分証  （丸亀市分任出納員身分証） | | | | |
|  | 写真添付 | | | 丸亀市　　　　　部　　課  職氏　　　　　　　　名 |
|  |  | 契印 |  | 生年月日  　　　　年　　月　　日発行  丸亀市長 |
|  |  |  |
|  |  |  |  |

（裏面）

|  |
| --- |
| 注意事項 |
| １　出納員又は分任出納員がその事務に従事するときは、この証票を携帯して身分を明らかにすること。  ２　この証票を紛失又は破損したときは、直ちに理由を付して届け出ること。  ３　この証票は他人に、貸与しないこと。  ４　出納員又は分任出納員を免ぜられたときは、速やかに返還すること。 |